



受大監第13号
令和6年8月23日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明



令和5年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

記

第1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 令和5年度大山町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和5年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和5年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和5年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和5年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和5年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和5年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和5年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和5年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和5年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和6年7月9日から8月8日までのうち8日間

3. 審査の場所

大山町役場 議会図書室

4. 審査の出席者及び説明者

石黒 澄男・野口 俊明・総務課長ほか各担当課長等

5. 審査の方法

審査にあたっては、町長から提出された令和5年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書等について、

- ① 決算計数は、正確で誤りはないか、
- ② 予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか、
- ③ 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的・効率的に処理されているか、
- ④ 財産管理は、的確になされているか、
- ⑤ 主要事業は、効果的になされたか、

令和5年度決算審査資料に沿って各課の主要施策の成果等について説明を受けた。それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取した。併せて、別途実施した例月出納検査を勘案し、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値についても適正に執行されていることが認められた。

第3 会計別執行状況

1. 一般会計

令和5年度一般会計歳入総額は123億7,907万1千円、歳出総額は117億3,315万7千円で、歳入歳出差引額は6億4,591万4千円であるが、このうち2億2,197万9千円は繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は4億2,393万5千円となる。

(1) 歳入

歳入決算は、予算額 130 億 4,889 万 4 千円に対し、調定額は 127 億 303 万 7 千円、決算額は 123 億 7,907 万 1 千円であった。収入率は、調定額に対して 97.4%の収入状況である。

(表 1 : 歳入決算の概要)

(単位:千円・%)

区分	予算額(A)	調定額(B)	決算額(C)	収入率		
				予算額(C/A)	調定額(C/B)	
自主財源	町税	1,595,284	1,743,092	1,637,577	102.7	93.9
	分担金及び負担金	29,598	31,197	31,067	105.0	99.6
	使用料及び手数料	110,521	107,783	106,948	96.8	99.2
	財産収入	54,975	53,930	53,930	98.1	100.0
	寄附金	614,472	559,458	559,458	91.0	100.0
	繰入金	655,705	586,564	586,564	89.5	100.0
	繰越金	709,115	709,116	709,116	100.0	100.0
	諸収入	90,312	309,936	92,450	102.4	29.8
	小計	3,859,982	4,101,076	3,777,110	97.9	92.1
依存財源	地方譲与税	112,168	111,293	111,293	99.2	100.0
	利子割交付金	808	835	835	103.3	100.0
	配当割交付金	9,108	8,109	8,109	89.0	100.0
	株式等譲渡所得割交付金	9,029	9,378	9,378	103.9	100.0
	法人事業税交付金	18,254	17,975	17,975	98.5	100.0
	地方消費税交付金	346,891	346,891	346,891	100.0	100.0
	ゴルフ場利用税交付金	8,200	8,353	8,353	101.9	100.0
	自動車取得税交付金	415	1,063	1,063	256.1	100.0
	環境性能割交付金	11,242	11,240	11,240	100.0	100.0
	地方特例交付金	10,718	16,086	16,086	150.1	100.0
	地方交付税	5,070,685	5,100,924	5,100,924	100.6	100.0
	交通安全対策特別交付金	1,708	1,371	1,371	80.3	100.0
	国庫支出金	1,242,413	1,028,027	1,028,027	82.7	100.0
	県支出金	1,122,573	1,045,916	1,045,916	93.2	100.0
	町債	1,224,700	894,500	894,500	73.0	100.0
小計	9,188,912	8,601,961	8,601,961	93.6	100.0	
合計	13,048,894	12,703,037	12,379,071	94.9	97.4	

自主財源の中心となる町税の調定額に対する収入率は 93.9%となり、前年度比 0.1 ポイント増となっている。現年度分については 99%の徴収率と高水準となっており、徴収業務の努力を評価するところである。一方、滞納繰越分の徴収がこれまでも課題となっており、引き続き滞納整理を進められたい。

(表 2 : 特別会計からの繰入金)

(単位:千円)

会 計 名	令和5年度 繰入額	令和4年度 繰入額	増減額
開拓専用水道特別会計	10,808	8,874	1,934
風力発電事業特別会計	0	11,485	△11,485
宅地造成事業特別会計	0	5,586	△5,586
中山財産区特別会計	50	50	0
上中山財産区特別会計	50	50	0
下中山財産区特別会計	50	50	0
逢坂財産区特別会計	50	50	0
合 計	11,008	26,145	△15,137

特別会計からの繰入金は合計 1,100 万 8 千円で、昨年度と比べ 1,513 万 7 千円の減となっている。減額となった主な要因は、風力発電事業特別会計と宅地造成事業特別会計からの繰り入れがなかったことが挙げられる。

(表 3 : 町税における不納欠損処分の状況)

(単位:千円)

会計名	区分	令和5年度 不納欠損額	地方税法 第18条 (消滅時効)	地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の停止等)	地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の停止等)
一般会計	町民税	919	749	99	71
	固定資産税	19,282	8,427	1,283	9,573
	軽自動車税	530	370	73	87
	計	20,730	9,545	1,455	9,731

不納欠損処分については、町税における町民税、固定資産税、軽自動車税で 2,073 万円が処理されている。

(2) 歳出

歳出決算は、予算額 130 億 4,889 万 4 千円に対し、決算額は 117 億 3,315 万 7 千円である。

令和 6 年度へ 6 億 6,321 万 8 千円を繰越したため、不用額は 6 億 5,251 万 9 千円であり、令和 4 年度の 7 億 387 万 1 千円と比べ、5,135 万 2 千円減少した。

(表 4：歳出の概要)

(単位：千円・%)

区分	令和5年度		執行率	令和4年度	増減額
	予算額	決算額		決算額	
議会費	102,615	100,422	97.9	103,730	△ 3,308
総務費	2,219,956	2,027,955	91.4	2,074,850	△ 46,895
民生費	3,506,325	3,336,635	95.2	3,045,849	290,786
衛生費	814,075	759,888	93.3	806,489	△ 46,602
農林水産業費	1,613,265	1,442,037	89.4	1,487,821	△ 45,784
商工費	533,378	384,726	72.1	503,541	△ 118,815
土木費	1,255,214	873,453	69.6	886,332	△ 12,879
消防費	326,288	314,774	96.5	290,843	23,931
教育費	1,315,666	1,152,181	87.6	1,128,912	23,269
災害復旧費	17,358	5,795	33.4	34,559	△ 28,764
公債費	1,335,690	1,335,291	100.0	1,350,980	△ 15,688
予備費	9,064	0	0.0	0	0
合計	13,048,894	11,733,157	89.9	11,713,906	19,251

歳出は主に扶助費や普通建設事業費、人件費などの増により、令和 5 年度は前年度と比べて決算額が 1,925 万 1 千円の増となっている。

予算額に対する執行率は 89.9%で、令和 4 年度の執行率 88.5%と比べ、1.4 ポイントの増となっている。

2. 特別会計

各特別会計の執行状況等は以下の表のとおりである。

(表 5 : 各特別会計の執行状況)

(単位:千円・%)

特別会計	予算額	歳入決算額	収入率	歳出決算額	執行率	歳入歳出差引額
土地取得特別会計	338	335	99.2	335	99.2	0
開拓専用水道特別会計	29,985	25,229	84.1	25,077	83.6	152
国民健康保険特別会計	2,066,852	1,999,622	96.7	1,999,159	96.7	463
国民健康保険診療所特別会計	352,150	314,785	89.4	314,785	89.4	0
後期高齢者医療特別会計	267,782	267,575	99.9	266,795	99.6	780
介護保険特別会計	2,464,135	2,444,997	99.2	2,307,345	93.6	137,652
農業集落排水事業特別会計	734,490	671,800	91.5	467,247	63.6	204,553
公共下水道事業特別会計	546,964	474,030	86.7	406,299	74.3	67,731
風力発電事業特別会計	37,647	33,993	90.3	33,993	90.3	0
温泉事業特別会計	15,501	14,372	92.7	10,544	68.0	3,828
宅地造成事業特別会計	6,616	6,609	99.9	5,255	79.4	1,354
索道事業特別会計	30,663	25,606	83.5	25,606	83.5	0

(表 6 : 不納欠損額の状況)

(単位:千円)

会計名	区分	令和5年度			
		不納欠損額	地方税法 第18条 (消滅時効)	地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の停止等)	地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の停止等)
国民健康保険特別会計	国民健康保険税	11,040	9,955	1,049	36
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者保険料	74	74	0	0
介護保険特別会計	介護保険料	3,249	3,207	0	42
農業集落排水事業特別会計	使用料	608	608	0	0
公共下水道事業特別会計	使用料	557	557	0	0
	計	15,528	14,401	1,049	78

特別会計における不納欠損処分は、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、下水道使用料で1,552万8千円が処理され、令和4年度と比べ1,179万4千円の増となっている。

(表 7 : 一般会計からの繰入金)

(単位:千円)

会 計 名	令和5年度 繰入額	令和4年度 繰入額	増減額
開拓専用水道特別会計	3,100	147	2,953
国民健康保険特別会計	171,945	176,019	△4,075
国民健康保険診療所特別会計	50,098	43,671	6,426
後期高齢者医療特別会計	78,408	76,609	1,799
介護保険特別会計	357,007	350,611	6,395
農業集落排水事業特別会計	314,700	320,900	△6,200
公共下水道事業特別会計	246,200	258,800	△12,600
温泉事業特別会計	9,780	7,602	2,179
索道事業特別会計	8,134	8,134	0
合 計	1,239,371	1,242,494	△3,123

一般会計からの繰入金は合計 12 億 3,937 万 1 千円で、昨年度と比べ 312 万 3 千円の減となっている。減額した要因としては、農業集落排水事業特別会計繰出金及び公共下水道事業特別会計繰出金が減ったことなどがあげられる。

(1)土地取得特別会計

本会計決算は、歳入総額 33 万 5 千円に対し、歳出総額 33 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。歳入は土地開発基金の利息及び土地の貸付収入のみであり、歳入はすべて土地開発基金への繰出をおこなっている。

(2)開拓専用水道特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,522 万 9 千円に対し、歳出総額 2,507 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 15 万 2 千円である。歳入は管理収入（給水料）及び施設管理負担金が主となっているが、令和 5 年度は一般職給料への充当として一般会計から 310 万円繰り入れている。また、開拓専用水道施設整備基金から 1,283 万円を繰入している。歳出は前述の繰出金と施設修繕が主となっている。

(3)国民健康保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 19 億 9,962 万 2 千円に対し、歳出総額は 19 億 9,915 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 46 万 3 千円である。

国民健康保険税は、調定額 3 億 7,328 万 7 千円に対し、収入済額 3 億 1,006 万 9 千円で、不納欠損処分を 1,104 万円行い、収入未済額は 5,217 万 8 千円となっている。

国民健康保険税の徴収率については、現年度分は前年比 0.59 ポイント減の 95.95%、過年度繰越分は前年比 1.88 ポイント増の 21.74%となり、合計では、0.74 ポイント増の 85.60%となっている。

(4)国民健康保険診療所特別会計

本会計決算は、歳入総額 3 億 1,478 万 5 千円に対し、歳出総額 3 億 1,478 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。一般会計繰入金は 5,009 万 8 千円で、うち財源補填分は 3,792 万 1 千円である。

(表 8 : 各診療所実質収支額の推移)

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大山診療所	△ 12,439	△ 8,627	△ 14,948
大山口診療所	△ 7,912	△ 3,984	△ 6,383
名和診療所	△ 12,924	△ 9,451	△ 6,646
計	△ 33,275	△ 22,062	△ 27,977

(5)後期高齢者医療特別会計

本会計決算は、歳入総額 2 億 6,757 万 5 千円に対し、歳出総額 2 億 6,679 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 78 万円である。一般会計からは 7,840 万 8 千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処分を 7 万 4 千円行っている。収入未済額は△1 万 4 千円となっている。

(6)介護保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 24 億 4,499 万 7 千円に対し、歳出総額 23 億 734 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 1 億 3,765 万 2 千円である。一般会計から 3 億 5,700 万 7 千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処分を 324 万 9 千円行い、収入未済額は 285 万 9 千円となっている。

(7)農業集落排水事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 6 億 7,180 万円に対し、歳出総額 4 億 6,724 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 2 億 455 万 3 千円である。繰入金は、一般会計から 3 億 1,470 万円、農業集落排水事業推進基金から 2 億 219 万 9 千円の合計 5 億 1,689 万 9 千円となっている。

(8)公共下水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 4 億 7,403 万円に対し、歳出総額 4 億 629 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 6,773 万 1 千円である。繰入金が、一般会計から 2 億 4,620 万円、公共下水道事業推進基金から 7,869 万 7 千円の合計 3 億 2,489 万 7 千円となっている。

(9)風力発電事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 3,399 万 3 千円に対し、歳出総額 3,399 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。売電収入は 3,373 万 6 千円で前年度比約 13.02%の増となったが、目標達成率は 80.8%に留まっている。

(10)温泉事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 1,437 万 2 千円に対し、歳出総額 1,054 万 4 千円で、歳入歳出差引額は 382 万 8 千円である。一般会計から 978 万円の繰り入れを行っている。

コロナ5類移行で外出再開の機運が高まり、平日の入込客数はコロナ禍前の水準まで回復している。休日についてはコロナ禍前の9割超まで回復している。

(11)宅地造成事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 660 万 9 千円に対し、歳出総額 525 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 135 万 4 千円である。

(12)索道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,560 万 6 千円に対し、歳出総額 2,560 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。繰入金は、一般会計から 813 万 4 千円で、索道事業基金から 515 万 4 千円であり、合計 1,328 万 8 千円となった。

(表 9 : 営業実績の推移)

(単位: 日・万人・千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
営業日数	84	91	88	85
入込客数	9.2	11.2	11.6	7.6
繰入金	11,167	11,168	11,168	13,288
指定管理納付金(収益比例分)	0	0	0	0
指定管理納付金(定額分)	10,121	10,490	9,065	12,091

今シーズンは、昨シーズンに引き続き暖冬傾向であり、積雪に恵まれず、営業日数は 85 日間で昨年よりも 3 日間短く、最終入込客数も 7.6 万人と昨年度を大きく下回った。

第 4 基金運用状況について

令和 5 年度末の基金現在高は 71 億 3,923 万 7 千円と、前年度末に比べて 4 億 8,257 万 7 千円減少している。本町が管理する基金は、一般会計及び特別会計で管理する基金を合わせて 25 基金あり、このうち 17 基金が一括運用されているところである。

基金運用については、定期預金及び債券を共有し、効率的かつ適正に運用されているものと認められる。基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られてきているが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたい。

第 5 財産管理の状況について

令和 5 年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められた。

第6 指摘事項等について

【指摘事項】

1 未決裁の契約書の締結について（建設課）

町道大山口停車場大塚線改良事業に伴う土地売買において、決裁を受けずに契約書の締結に至っていた。要因として契約までの事務が長期間であり、担当者の変更が伴い、引継ぎがきちんとなされていなかったことである。

行政への不信感を招き、信頼を失墜させる行為であり、その責任を重く受け止めていただき、再発防止を確実に進められたい。

【監査意見】

1 公有財産の取得状況における坪単価について（建設課）

公有財産（宅地）の取得における坪単価が、合併当初に土地の単価を鑑定して係数をかけたものが現在でも使用されている。合併から20年が経過しようとしている現在においても、適正な土地単価であるか、見直すことを検討されたい。

2 風力発電事業特別会計について（まちづくり課）

令和7年に設計寿命年数を迎えることや、FITとの契約期間が来年5月末には終了することを踏まえ、最終的な解体撤去も含め、風力発電事業の今後の方向性についても早く結論を出すよう検討を進められたい。

3 健康づくり推進に係る取り組みについて（健康推進課）

町民の健康づくり推進に係る取り組みについては、インターネットを活用した健診の予約を始めなど、各種健診の受診率の向上にむけて様々な努力を重ねられてきており、今後の受診率の向上に期待をするところである。

しかしながら、本町の受診率は、ほぼ横ばいの状態が続いているところが現状であり、町民の健康保持、病気の早期発見、早期治療に結び付けるためにも、さらなる広報活動の検討など、引き続き受診率向上に向けた取り組みを進められたい。

4 各診療所実質収支額の推移について（健康推進課）

大山診療所、大山口診療所、名和診療所と運営計画が策定されて、経営の効率化に向けた取り組みを重ねられてきたところであると承知している。

しかしながら、今年、特に大山診療所において実質収支のマイナス幅が増加しており、今後放置できない状況になっていくことが推測される。診療所の存続は町民の生命・健康に直結する課題であることから、閉鎖となる前に経営の改善できる点を早急に追求していくべきである。運営計画についても、計画と現状との乖離は必ず生じるので定期的に見直しをされたい。

5 電動アシスト付きマウンテンバイクの活用について（商工観光課）

本町内でレンタサイクルシステムの構築が可能かどうか実証実験を実施して、海側エリアの観光振興及び海と山をつなぐ周辺観光の活性化に取り組まれてきたが、購入した自転車が現在では大山支所で保管されたままで、有効に活用されていない状況にあるようにうかがえる。持続的に活用できる計画を検討されたい。

6 索道事業特別会計について（商工観光課）

指定管理納付金については、収益比例分が平成 27 年度以降 0 円となっている。大山を取り巻く環境が暖冬傾向になっていること、ウィンターシーズン需要が低迷していること、グリーンシーズン活用に向けた動きなどを鑑み、収益比例に応じた指定管理納付金の在り方を検討されたい。

